

下関市教育委員会 7月定例会 資料

令和元年7月30日（火）9：30～
教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第50号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況に関する点検評価報告書について 別冊①
- 第51号 令和2年度使用下関市立中学校教科用図書の
採択について 別冊②
- 第52号 令和2年度使用下関市立小学校教科用図書の
採択について 別冊③
- 第53号 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について P 2
- 第54号 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について P 4
- 第55号 豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の
委嘱について P 7
- 第56号 豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について P 9

[報告事項]

- 重要文化財旧下関英國領事館の開館時間の変更について P 11
- 国指定天然記念物「川棚のクスの森」の枯損対策調査指導について P 12

教育委員会定例会日程表

令和元年7月30日(火) 9時30分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- | | | |
|------|---|--------|
| 第50号 | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検評価報告書について | 教育政策課 |
| 第51号 | 令和2年度使用下関市立中学校教科用図書の採択について | 教育研修課 |
| 第52号 | 令和2年度使用下関市立小学校教科用図書の採択について | 教育研修課 |
| 第53号 | 下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について | 文化財保護課 |
| 第54号 | 下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について | 菊川教育支所 |
| 第55号 | 豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について | 豊田教育支所 |
| 第56号 | 豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について | 豊北教育支所 |

日程2

【報告事項】

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 重要文化財旧下関英國領事館の開館時間の変更について | 文化財保護課 |
| 国指定天然記念物「川棚のクスの森」枯損対策調査指導について | 豊浦教育支所 |

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和元年8月22日(木)

R1. 8月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R1. 9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

閉会

下関市教育委員会
議案 第53号

下関市立考古博物館協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年7月30日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関立考古博物館協議会委員の委嘱について

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条から22条及び下関市立考古博物館の設置等に関する条例（平成17年条例第122号）第11条の規定に基づき、下記候補者に下関市立考古博物館協議会委員を委嘱する。

記

候補者

区分	氏名	役職	備考
学識経験者	渡辺一雄	梅光学院大学元教授 下関市文化財保護審議会委員	再任
	山内紀嗣	関西大学・天理大学非常勤講師	再任
	田中晋作	山口大学教授	再任
	藤丸詔八朗	梅光学院大学非常勤講師	再任
社会教育関係者	近藤洋平	社会福祉法人開成会監事会 下関市文化協会副会長	再任
	河波茅子	田中絹代メモリアル協会事務局長 田中絹代記念館サポートー	再任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	木原豊美	社会福祉法人きずな理事 金子みすゞ研究者	再任
学校教育関係者	田中康夫	下関市立角倉小学校校長 下関市教育研究会小学校社会科部会部長	再任
	岡崎茂邦	下関市立山の田中学校校長 下関市教育研究会中学校社会科部会部長	再任

任期 令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

提案理由 任期満了となる下関市立考古博物館協議会委員を新たに委嘱するもの。

関係法令

—関連部分を抜粋—

○博物館法（抄）

昭和 26 年 12 月 1 日 法律第 285 号

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

○博物館法施行規則（抄）

昭和 30 年 10 月 4 日 文部省令第 24 号

第十八条 法第二十二条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○下関市立考古博物館の設置等に関する条例（抄）

平成 17 年 2 月 13 日 条例第 122 号

(考古博物館協議会)

第 11 条 法第 20 条の規定により、考古博物館に下関市立考古博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

下関市教育委員会
議案第54号

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年7月30日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱について

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成17年条例第113号）第19条の規定により、下記のとおり下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の委嘱をする。

記

1. 委員 10名 別紙名簿のとおり

2. 任期 令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

提案理由

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員の任期満了に伴い、委員を委嘱するもの。

下関市菊川ふれあい会館運営審議会委員(案)

[任期:令和元年8月1日～令和3年7月31日]

	氏名	性別	役職名	住所	備考
1	波多野 敏郎	男	下関市立菊川中学校 校長	下関市菊川町大字下岡枝1番地2	再任
2	内山 峰生	男	下関市菊川自治会連合会 会長	下関市菊川町大字久野341番地	新任
3	早河 泰子	女	菊川町PTA連合会 会長	下関市菊川町大字下岡枝322番地15	新任
4	林 幸子	女	下関市連合婦人会菊川地区婦人会 会長	下関市菊川町大字日新235番地	再任
5	徳吉 真次	男	下関市社会教育委員	下関市菊川町大字上田部612番地7	再任
6	勝野 光枝	女	下関市社会教育委員	下関市菊川町大字下大野226番地	再任
7	船瀬 保美	女	下関市社会教育委員	下関市菊川町大字檜崎10027番地7	新任
8	弘中 里司	男	菊川地区民生児童委員協議会 会長	下関市菊川町大字日新389番地1	再任
9	重枝 良明	男	菊川文化協会 会長	下関市菊川町大字下岡枝540番地	再任
10	沖村 暢子	女	下関市菊川ふれあい会館 定期使用団体代表	下関市菊川町大字下岡枝322番地3	新任

議案参考資料

下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成17年2月13日）【抜粋】

第19条 会館の適正かつ効率的な管理運営を図るため、下関市菊川ふれあい会館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

下関市菊川ふれあい会館運営審議会規則（平成17年2月13日）【抜粋】

（審議事項）

第2条 審議会は、教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）の適性かつ効率的な管理運営を図ることを目的とし、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 会館の管理運営に関するこ。

(2) 会館の利用計画に関するこ。

(3) その他委員会が必要と認めた事項。

（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織し、委員会が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

下関市教育委員会
議案第55号

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)7月30日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第123号）第16条の規定に基づき、豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 運営協議会委員候補者名簿

別紙のとおり

2 任期

令和元年8月1日から令和3年7月31日まで

3 提案理由

任期満了に伴い、豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会委員名簿

(任期:令和元年8月1日から令和3年7月31日まで)

区分	No.	氏 名	現職・公職等	備 考
学校教育関係者	1	おおた まさかず 大 田 征 和	下関市立西市小学校校長	再任
	2	むらおか まさき 村 岡 真 樹	下関市立豊田中学校校長	再任
社会教育関係者	3	みずの かつこ 水 野 捷 子	下関市社会教育委員	再任
	4	つだ みちこ 津 田 美 智 子	下関市豊田地区婦人会副会長	再任
	5	やました けいこ 山 下 景 子	豊田地区子ども会連合会副会長	新任
学識経験者等	6	たなか ひろし 田 中 浩	山口県立山口博物館学芸員 (専門:昆虫・動物)	再任
	7	まつだ まきこ 松 田 真 紀 子	自然観察指導員 (日本環境保護協会)	再任
	8	いとう しゅうじ 伊 藤 修 二	豊田地区まちづくり協議会会长	再任
	9	ひのはら しんや 日 野 原 伸 也	豊田ホタル研究会会长	再任
	10	さかもと とみこ 坂 本 富 子	ホタルの里とよた友の会	再任

参考条文（抜粋）

○豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例

（平成 17 年 2 月 13 日条例第 123 号）

（運営協議会の設置）

第 16 条 ミュージアムに豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、10 人以内とする。
- 3 運営協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○豊田ホタルの里ミュージアムの設置等に関する条例施行規則

（平成 17 年 2 月 13 日規則第 38 号）

（運営協議会）

第 17 条 条例第 16 条の規定による豊田ホタルの里ミュージアム運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学職経験を有する者等のうちから委員会が任命する。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、運営協議会の会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営協議会の会議）

第 18 条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（運営協議会の庶務）

第 19 条 運営協議会の庶務は、豊田教育支所において処理する。

下関市教育委員会
議案第 56 号

豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年 7 月 30 日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

豊浦四町公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 109 号）第 4 条の規定に基づき、豊浦四町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

記

1 豊浦四町公民館運営審議会委員 委嘱者

別紙のとおり（14名）

2 委嘱期間

令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで

3 提案理由

任期満了に伴い、新たな委員を委嘱するもの。

豊浦四町公民館運営審議会委員名簿【任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日】

	氏名	性別	地区	職業・役職	区分	
1	林 みゆき	女	菊川町	菊川文化協会役員	団体	再
2	船瀬 保美	女	菊川町	社会教育委員	社会教育	新
3	大田 征和	男	豊田町	西市小学校長	学校教育	再
4	水野 捷子	女	豊田町	社会教育委員	社会教育	再
5	川本 弘子	女	豊田町	佳和会代表者	団体	新
6	野村 幹夫	男	豊浦町	宇賀ふれあいセンター 運営委員長	社会教育	再
7	藤村 高史	男	豊浦町	小串公民館運営委員長	社会教育	新
8	永岡 渾	男	豊浦町	川棚公民館運営委員長	社会教育	再
9	古吉 一雄	男	豊浦町	黒井公民館運営委員長	社会教育	再
10	三滝 一夫	男	豊浦町	室津公民館運営協議会長	社会教育	再
11	釣井 恭平	男	豊北町	田耕地区スポーツ振興会副会長	社会教育	再
12	佐々木 猛	男	豊北町	豊北文化協会会长	団体	再
13	眞鍋 栄子	女	豊北町	子育てサークルぶらんこ会長	家庭教育	再
14	田 村 淳	男	豊北町	下関市人権擁護委員	団体	新

報 告 事 項
令和元年 7月 30 日
文 化 財 保 護 課

重要文化財旧下関英國領事館の開館時間の変更について

重要文化財旧下関英國領事館の設置等に関する条例第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり開館時間を変更するので報告いたします。

記

1 開館時間を変更する日

令和元年 7月 30 日 17:00 ~ 20:00

令和元年 8月 13 日 17:00 ~ 20:00

2 理由

開館時間を変更する日は、近隣の亀山八幡宮での夏越祭及び海峡花火大会が開催され、両日とも来館者の増加が見込まれることから、設置目的の一つである施設の公開による学術的価値を広く普及することができるため。

報 告 事 項
令和元年 7月 30日
豊浦教育支所

国指定天然記念物「川棚のクスの森」の
枯損対策調査指導について

「川棚のクスの森」においては、平成29年7月の枯損状況を確認以降、年度毎に継続実施している文化庁推薦有識者に枯損発生から約2年が経過した現状の確認を求め、今後の保護措置に係る協議を実施したので報告いたします。

記

1 日時・場所

令和元年 7月 8日（月）10時30分～
下関市豊浦町川棚 川棚のクスの森、下小野集会所

2 出席者

- ・文化庁推薦有識者
 - NPO法人樹木生態研究会 堀 大才
 - 公益財団法人 日本花の会 和田 博幸
- ・山口県樹木医会
- ・山口県教育庁社会教育文化財課
- ・下小野自治会
- ・クスの森を守る会
- ・事務局
 - 下関市教育委員会教育部文化財保護課
 - 下関市教育委員会教育部豊浦教育支所

3 傍聴者

まちづくりグループ「発揮会」

4 概要

(現況)

前回の調査指導で確認した状態より、胴吹き枝が増え、高所にも繁茂しており、葉の総量も増加していることから少しづつ活力が増しているように見える。

(今後の留意ポイント)

数年は、胴吹きした後に枯れる枝も出るが、根元近くの太い根から細い根が多数発生すると、胴吹き枝に水分が供給されるようになり、枯れなくなる。

散水作業は、水圧穿孔部分に集中的に実施すると効果的。

立入禁止範囲は、基本的に枝振り先端部下の範囲を網羅すること。

指定地外の根系の状況把握は水圧穿孔の施工範囲の見極めのためにも、実施したほうが良い。

胴吹き枝の一部は、将来的に既存枝と衝突することが懸念される。

(今後の保護措置)

水圧穿孔はこれまで実施した範囲に加えて、主幹部周辺に実施すると良い。

芝生部分は、盛土のため、浅い穿孔では効果があまり期待できない可能性があるので、根の分布状況を把握したうえで、実施する方がより効果的。

枝の剪定作業は、樹木の生理面から考えた場合は特に実施する必要は無い。

枯れた部分が折れて落下し、胴吹き枝を傷つけたり、生きた部分の樹皮を剥離させたりする可能性はある。

現状の立入禁止範囲の安全対策は、検討をする。

今後も、じっくり観察を続け、衰退の予兆等、変化を見逃さないようにすることが重要。